

令和2年第10回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和2年11月25日（水）

江東区教育委員会

令和2年第10回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和2年11月25日(水)午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和2年11月25日(水)午前11時12分
- 3 開会場所 教科書センター(江東区教育センター内)
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、進藤孝(教育長職務代理者)、眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、伊藤指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、堀越教育支援課長(教育センター所長兼務)、河野地域教育課長、栗原江東図書館長、佐久間主任指導主事
- 6 議題
日程第1 議案第54号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 報告事項
 - (1) 令和3年度新1・7年生の学校選択一次結果について
 - (2) 令和3年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応について
 - (3) 令和3年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程について
 - (4) 令和元年度児童生徒の不登校、いじめの状況について
 - (5) 令和3年度江東きつずクラブ事業運営委託事業者の選定結果について
 - (6) 令和3年度江東きつずクラブB登録児童募集について
 - (7) 令和2年度江東きつずクラブ保護者アンケート実施結果について
 - (8) 江東区立図書館経営方針(素案)について
- 8 協議事項
 - (1) 令和3年度学校用務業務の委託実施校について
- 9 審議概要
本多教育長 ただいまより、令和2年第10回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。
本日の会議録署名委員を御指名いたします。眞貝委員、鈴木委員にお願いいたします。
それでは、審議に入ります。

日程第1、議案第54号、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第54号、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。令和2年11月25日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

池田庶務課長 では、私から、本案につきまして御説明いたします。恐れ入ります、資料1を御覧ください。

特別区職員の給与に関する特別区人事委員会勧告につきましては、前回11月13日開会の教育委員会で、その概要を御説明させていただきましたけども、このたび、この内容に係る条例について一部を改正いたしますので、その内容を御説明いたします。

まず、改正の趣旨でございます。特別区人事委員会の勧告などに基づいて、一般職員及び管理職員の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございます。まず第1条におきまして、令和2年度分の期末手当に関して、一般職員の12月支給の期末手当を6月と同様に1.15か月分として、管理職員につきましては同様に0.95月分といたします。

また、再任用職員における一般職員の12月支給期末手当を6月と同様に0.65か月分として、管理職員については同様に0.55月分といたします。

次に、第2条の改正におきましては、こちらは令和3年4月以降に支給する期末手当に関して定めるもので、一般職員の6月支給の期末手当を1.125月分とし、12月支給分は1.175月分といたします。管理職員におきましては、同様に6月支給分は0.925月分、12月の支給は0.975月分といたします。

また、再任用職員における一般職員の6月支給の期末手当を0.625月分、12月支給の期末手当を0.675月分として、管理職員については同様に、6月支給分は0.52月分、12月支給分は0.575月分といたします。

なお、御参考といたしまして、1条、2条ともに年間の支給月数で換算した場合は、現行より0.05月分の減となることを改めて申し添えさせていただきます。

次のページ以降におきましては、新旧対照表を掲載してございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう

お願い申し上げます。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。
それでは、これより報告事項に入ります。報告事項1、令和3年度新1・7年生の学校選択一次結果についてを事務局より説明願います。

大町学務課長 恐れ入りますが、資料の2を御覧ください。11月6日に学校選択希望票の受付を終了いたしましたので、令和3年度新1・7年生の学校選択一次結果について御報告を申し上げます。

資料の1ページ目には一次結果表の見方などが詳細に記されておりますが、本日は2ページ目の学校選択一次結果のイメージを用いまして、受入可能人数の考え方を御説明したいと思えます。

このイメージ図の一番上に基準人数Fと矢印が表示されておりますが、これは8月の臨時会で報告をいたしました、各学校の基準学級数により決定をしております。

その下に通学区域内対象者とありますが、この対象者は、そのまま通学区域内の学校に指定校で行くAの方と、他の学校を希望している他校選択希望者Bとに分かれます。そのため、学校選択受入可能人数のGは、Bの他校選択希望者がどれだけ希望校に入学できるかによって変動いたします。

Bの方が全員他校に入学した場合は、その分、受入枠が拡大しますので、左側の最多受入可能人数、逆にBの方が仮に全員、他の学校に入学できなかった場合は、指定校に入ることとなるため、右側の最少受入可能人数となります。この2つの点線の矢印の幅が受入可能人数の範囲ということになります。

今回の一次結果では、こうした受入可能人数も含めて発表しておりますけれども、実際のAやBの方には後日、私立学校等の入学により辞退をされる方や、反対に区外から転入されてくるような方もおりますので、今後、変動していく数値であるということを御留意いただきたいと思えます。

では、一次結果の状況について、結果表を御覧いただきながら御説明をさせていただきます。

3ページと4ページが小学校及び義務教育学校前期課程、5ページが中学校及び義務教育学校後期課程の一次結果表ですが、3ページの上から3番目、八名川小学校を例に本日は御説明をさせていただきます。

なお、表のアルファベットは、今御覧いただきましたイメージ図と一致をしております。

恐れ入ります、まずAの欄、通学区域内入学予定者数ですが、これは、その学校の学区域内に居住されている方の中で、そのまま指定校に通う予定の方です。八名川小は55名となっております。

なお、この中には学校選択の特例、いわゆる兄、姉がいる、また転入が確実であるなどにより、無抽選で希望校に入学できる方も、あらかじめ含まれております。

次に、Bの欄は他校選択希望者で、八名川小の通学区域内の方で、八名川小以外の学校を選択した方が、この表のとおり1名いることを示しております。この方は、選択希望した学校に入学できなかった場合は、指定校である八名川小へ入学をすることになります。

次に、Cの欄につきましては、通学区域内からその学校を希望した人で、八名川小を希望した方が今回11名いることを示しております。

これらの結果を受け、D欄には、AからCまでの合計として、現時点で八名川小に入学する可能性のある人数を計上しております。67名となります。

次に、隣のE欄は、あらかじめ定めた基準学級数で、2クラスとなっております。

そして、続いてF欄が基準人数で、通学区域内からの入学者も合わせた受入人数の上限となります。

小学校1年生につきましては35人学級となりますが、その1割相当の3名を転入の受入分として差し引き、32名を1クラスとして計上しております。

八名川小の場合ですと、32名に2クラスを掛け64名となっております。

そして、一番右側のG欄が、現時点での通学区域外からの受入可能人数を示しているものです。

これは、先ほどのイメージ図で御説明をしたとおり、現時点での最多受入人数と最少受入人数の範囲となります。

八名川小については8名から9名となっておりますが、最多の9名は、Fの64名からA欄の55名を引いた数字、最少の8名は、そこからさらにB欄の1名を引いた数字となっております。

なお、この最少受入可能人数よりも入学する可能性のある人数、合計Dの人数が少ない学校は、選択希望変更期間に変更がなければ、11月27日の二次結果公表時に、無抽選で全員当選となる学校です。

これらの学校には、C欄人数の右側にアスタリスクを表示しております。

再びG欄を御覧いただきたいと思いますが、上から7番目、平久小学校など幾つかの学校については、最多受入人数も最少受入人数もゼロとな

っております。

こちらについては、現状の集計では学校選択の受入れはできないことを表していますが、例年の状況を踏まえますと、今後、私立学校等への入学による辞退で、A欄の人数が減少していくため、何名かの受入れは可能となると予測をしております。

また、一番上の明治小や6番目の数矢小など、FとGの欄にバーが付されている学校がございますが、これらの学校については、学区域内児童の増加による収容対策のため、兄、姉が在学している等の特例を除きましては、通学区域外からの受入れを行わない学校となっております。

最後に、今後のスケジュールでございます。12月8日、9日に抽選対象校の公開抽選を実施し、当選者と補欠者を決定いたします。

その後、補欠者については順次、受入枠が発生次第、繰上げ当選とし、小学校では1月14日、中学校では2月15日に最終的な繰上げ結果を公表いたします。

学校選択一次結果についての御報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2、令和3年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応についての説明になります。

大町学務課長 恐れ入ります、資料3を御覧ください。令和3年度の区立幼稚園新入園児募集は、11月4日から6日の3日間において、令和3年度末で廃園を予定しています、もみじ幼稚園及び小名木川幼稚園を除く区立幼稚園18園で行いました。

申込み最終日となる11月6日現在、まず上段から中段にかけての4歳児の応募者数は、合計欄のとおり328名で、昨年度に比べ198名の減となりました。

しかし、備考欄にございますとおり、今年度から南陽幼稚園と豊洲幼稚園において3歳児保育を始めていますので、そこからの持ち上がり100名を考慮すれば、実質的な減は98名ということになっております。

また、下段にございます南陽幼稚園と豊洲幼稚園の3歳児につきましても、昨年度に引き続き、定員を上回る状況こそ変わらないものの、応募者数については、昨年度に比べ91名減の189名となっております。

区立幼稚園におきましては、1学級の定員を3歳児は20名、4歳児は35名としておりますが、その数を上回る応募があった場合には、公開抽選により当選者を決定いたします。

今回、応募数が募集人数を上回った園は、3歳児の南陽幼稚園と豊洲幼稚園の2つでした。

抽選については、既に11月17日江東区文化センターにおいて行い、当選者と補欠者を決定したところでございます。

また、定員に空きがある園においては、今月30日より追加の募集を行います。

私からの説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員 募集の数が年々減っているという、今の少子化の状況もあると思うんですが、特に応募数が一桁を切っている幼稚園が2園あるんですけども、これがどんどん減って行って、もっと少なく、ゼロとか、1とか、こうなった場合には、1クラスで1人の園児ということはちょっと想像はできないんですが、可能性もあるかもしれませんけれども、その辺の対応みたいなのは何かお考えなんでしょうか。

大町学務課長 今回の募集で応募数が一桁となった園は、川南幼稚園と第一亀戸幼稚園と2園ございます。このうち川南幼稚園につきましては、在り方の計画の中で、令和6年度末に廃園が予定されている園でございます。

廃園が予定されている4園につきましては、募集時に際して、園児が5人集まらなかった場合についてはクラス編成を行わないというふうに表示をしまして募集を行っているところです。

ただ、第一亀戸幼稚園につきましては、現時点では特に適正化の対象ではないにもかかわらず減少しているという、ここは実態として起こっております。

こうした減少している園につきましては、今年度の状況だけではなく、複数年の傾向であるとか、あるいは今後の地域ごとの推計も見ながら、計画の見直しの検討の中で今後検討していきたいと思っております、在り方につきましては。

以上でございます。

鈴木委員 今回の5人以下ではクラス編成をしないということは、例えば4名でしたよということになった場合には、他園へ行ってくださいというふうな方向で。

大町学務課長 実際にクラス編成を行わなかったという実績は今のところはありませんが、もし生じた場合は、保護者の方に御連絡をいたしまして、他園への応募に振り替えていただくということで考えているところでございます。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、学務課長から計画の見直しの検討という話がありましたけども、

我々も今回、この想定を下回る、かなりこどもたちの数が少ないというところでは、今あったように、今後計画の見直しの検討を速やかに取り組んでいきたいなど思っているところです。ありがとうございます。

それでは、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項3、令和3年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程についてを説明願います。

伊藤指導室長 それでは、令和3年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程について御報告いたします。資料4を御覧ください。

幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校の学期及び休業日につきましては、江東区立学校の管理運営に関する規則第3条及び第3条の2に定められております。

入学や卒業式の日程については例年、規則及び年間の暦を踏まえて決定しております。

令和3年度の日程につきましては資料のとおりとし、この日程に基づき、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の令和3年度の教育課程を編成いたします。

なお、義務教育学校は9年間の一貫教育を行う一つの学校ですので、入学式は前期課程の1年生、卒業式は後期課程の9年生となりますが、前期課程の修了を一つの区切りと考え、6年生では前期課程修了式を、7年生では後期課程認証式として、卒業式、入学式に準じた儀式的行事を実施いたします。

6年生の前期課程修了式は小学校の卒業式の早い日程と同日に、7年生の後期課程認証式は中学校の入学と同日に実施する予定としております。

本日程により、教育日数、授業日数の確保はできております。

また、日程決定につきましては、事前に校長会、園長会とも連携を図り確認をしております。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4、令和元年度児童生徒の不登校、いじめの状況についてを説明願います。

伊藤指導室長 それでは、令和元年度児童生徒の不登校、いじめの状況について御報告いたします。資料5を御覧ください。

不登校やいじめへの取組の充実は喫緊の課題であり、本区においても様々な手だてを講じながら指導改善等に取り組んでいるところです。

本日は、各学校の前年度の不登校、いじめ等の状況について調査をしたものについて報告をいたします。

まず、不登校の状況でございます。

(1) 不登校の定義についてです。昨年度1年間に30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの要因・背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることを不登校としており、病気等を理由とする長期欠席児童・生徒は除いています。

(2) 調査結果の概要についてです。不登校児童・生徒数は、小学校及び義務教育学校前期課程は217人、前年度は172人でしたので、45人の増加となっております。一昨年度は145人でしたので、ここ2年で72人増加しております。出現率は0.88%で、前年度は0.71%でしたので、0.17ポイントの増加となっております。

中学校及び義務教育学校後期課程は351人で、昨年度の327人より24人の増加となっております。一昨年度は280人でしたので、ここ2年で71人増加しております。出現率は4.38%で、前年度の4.14%から0.24ポイントの増となっております。

学校復帰率は、小学校、義務教育学校前期課程では25%、中学校、義務教育学校後期課程では14%となっております。

不登校の要因ですが、小学校、義務教育学校前期課程では「無気力・不安」が最も多く、次いで「親子の関わり方」となっております。

中学校、義務教育学校後期課程でも「無気力・不安」が最も多く、次いで「いじめを除く友人関係を巡る問題」となっております。

要因については複合的な場合も多く、不登校の児童・生徒が抱えている問題の複雑化、困難化の傾向があると捉えております。

(3) これまでの取組についてです。平成31年3月に「江東区不登校総合対策(第2次)」を策定し、学校と教育委員会が連携して様々な不登校対策を講じております。本総合対策は、学校における不登校への支援を「未然防止」「早期支援」「学校復帰・自立支援」の3つの段階で示しております。

具体的な取組としては、まず児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全校に配置しております。

また、不登校児童・生徒がさらに増えてきている現状を受け、各校の不登校対策担当者を対象にした連絡会をさらに充実させ、不登校の未然防止に力を入れております。

さらに、不登校調査を本区独自で毎月実施し、不登校傾向の児童・生徒への早期対応、各学校の効果的な対応事例の共有にも取り組んでおり、SSWを積極的に活用した関係機関との連携及び長期欠席児童生徒対応の充実を図っております。

なお、昨年度のブリッジスクールの在籍児童・生徒数については、資料掲載のとおり、年度末で122名の在籍でした。前年度より3名増で、

年々、在籍児童・生徒は増加傾向にあります。

中学校3年生在籍36名のうち、上級学校等への進学が35名、就職が1名でありました。

(4) 今後の対応についてです。不登校の子どもたちへの多様な学びの場の提供等について規定した「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」、いわゆる教育機会確保法が平成28年に公布され、平成29年の2月に全面施行となりました。

また、昨年10月には文部科学省より「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出されております。

それらでは、不登校は問題行動ではないこと、不登校の児童・生徒が学校を休むことの必要性、不登校児童・生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があること等についても示されております。これらも踏まえた対応を、さらに進めてまいります。

さらに、今年度から不登校対策に関わる教育委員会事務局内の各部署のメンバー、具体的には指導主事・SSW・教育相談担当職員・ブリッジスクール職員・心理士ですけれども、月に1回、不登校に関する定例のケース会議を実施しております。

区全体の不登校状況等を共有することで対応策を講じておりますが、本会議をさらに充実させるためにも、学校や関係機関とのさらなる連携も視野に入れていきたいと思っております。

不登校については、させない、学校復帰と、不登校という状態に視点が行きがちですが、子どもたちが人間関係を構築する力、困難を乗り越える力等を身につけることが重要であり、そのためには、学校が子どもたちにとって行きたい場所であることが重要です。各学校には、不登校対策で重要なのは、学校が本来あるべき、子どもたちが行きたくなる場所であり、そのための魅力ある学校づくりに努めるよう、今後もさらに働きかけてまいります。

次に、いじめの状況についてです。裏面を御覧ください。

(1)、まず、いじめの定義についてです。児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもので、起こった場所は学校の内外を問わないとなっております。

この定義を確実に捉えると、例えば、その子のためを思っで行った行為であっても、受けた子どもが心理的に苦痛を感じてしまえば、いじめとなってしまいます。

(2)、次に、調査結果の概要についてです。いじめの認知件数は、小学校、義務教育学校前期課程では3,396件、中学校、義務教育学校後

期課程では321件の計3,717件であり、前年度よりも増加しております。この現状につきましては、いじめはどの学校、そして誰にでも起こり得ることであり、小さいいじめも見逃さず、いじめを認知することをちゅうちょしないよう、繰り返し学校に呼びかけてきた結果であると捉えており、いじめの定義に基づく学校におけるいじめの認知の精度が上がってきたと捉えております。

次に、いじめを解消しているものの割合については、小学校、義務教育学校前期課程では76.2%、中学校、義務教育学校後期課程では76.3%であります。いじめの解消につきましては、いじめの被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間継続していることとしております。この相当の期間とは3か月を目安とされております。

ですので、いじめへの対応に当たっては、仲直りした、謝罪が済んだ、楽しそうに会話する姿が見られるようになったなど、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したことにはなりません。学校としては、これまで以上に、いじめに対する個別の見守りに取り組んでいくことが大切であります。

(3) これまでの取組についてです。本区では、平成26年に「江東区いじめ防止基本方針」「健全育成総合対策～いじめの防止に向けて～」を策定し、平成30年3月に改定し、様々な対策を講じているところです。

また、本区におきましては年に2回、本区の「江東区いじめ問題対策連絡協議会」を、教育長をはじめ教育委員会事務局の部課長、学校、警察、人権擁護委員、青少年委員、スクールロイヤー、関係機関の代表の方々等に参加していただき開催しております。この会では、本区のおいじめの状況や各学校の取組を具体的にお話しし、各機関の方々からも意見を頂きます。

いじめへの対応につきましては、学校ごとの「学校いじめ防止基本方針」に基づく全教職員の確実な対応の徹底をさらに図っていくこと、そして学校いじめ対策委員会の確実な実施と組織的な対応の充実を進めているところです。

また、各学校でいじめに関する授業を年間3回、いじめに関する教員研修を年間3回実施しており、各校とも、いじめ防止に関する年間計画の下、確実に実施することにしております。

さらに、「児童・生徒主体のいじめ防止への取組」を全校で実施しております。児童会や生徒会が中心となり、各学校で工夫を凝らした、いじめ防止の活動に取り組んでおります。

この取組の事例については、こうとう学びフォーラムにおいても紹介しており、今年度のフォーラムにおいても、こどもたちに発表してもらう予定であります。

(4) 今後の対応についてです。今後も全ての教職員が「学校いじめ防

止基本方針」を正しく理解し、いじめを確実に認知し、専用のシートを活用した「P D C Aサイクルによる評価・改善」を行う取組を推進していきます。

また、新型コロナウイルス感染症に関連したいじめ等の防止の観点から、学校が児童・生徒に適切な指導を行えるようにするための指導法について、学校と連携して開発していきたいと思ひます。

いじめは未然防止と初期対応が重要ですが、学校がこどもたち、保護者と日頃からの信頼関係を構築していくことも大切です。また、こどもたちに、いじめについてしっかりと理解させ、特別活動等における、こどもたちが主体となる取組の充実をさらに図っていく必要があります。

今後も本区における、いじめに対する取組のさらなる充実を図ってまいります。

報告は以上であります。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。いじめと不登校と両方ありましたけれども、本件について質疑願ひたいと思ひます。いかがでしょうか。

進 藤 委 員 不登校の要因として、いじめがそんなに大きくないということではありますけれども、今後オンライン学習ということで、こどもたちが学校に行かない不登校のこどもたちには特別にオンライン学習というものを、これからの取組として考えているのか。それからG I G Aスクール等、いろいろなことが起こってくるわけなんです、学校に行かないということで、仲間と接触の範囲が少なくなるということで、こどもたちに対してオンライン学習等は特別には考えているかどうか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

伊 藤 指 導 室 長 まず、オンラインによる特別な授業の実施ということについては、不登校のこどもたちには様々な要因がありますので、まずは、そのこども、そして保護者と学校が十分に連携を図りながら、現状把握をし、今後の対応について何がこどもにとって最も適切であるかということに十分話し合いながら、関係機関やS S W等、専門的な方も入りまして、十分その対策を練っていくことが、前提であると思ひております。

その上で、学びの保障ということでのオンライン学習ということになりますが、こちらについても、ただ家庭で授業を受ければよいということではなく、例えば定期的に学校とやり取りをして、授業の進め方であったり、理解の確認であったりなど助言等がしっかりとこどもたちに届くよう学校からの連携を確立していくことが必須になると思ひております。

また、G I G Aスクールの取組で仲間との関わりが少なくなるのではないかと御指摘でありますけれども、学校の中では、こどもたち同士の関わりや、協議を通して考えを深めていくことについて力を入れてま

います。

また、家庭で予習をしたり復習をしたりというところでは、自分の学習の理解度に応じて学び、深めた考えを学校で議論する。そういう教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

ですので、GIGAスクールの推進が人の関わりを薄くするというのではなく、子ども同士が考え、学びを深め合うような学習については、これまで以上にしっかりと進めてまいりたいと思っております。

進藤委員 ありがとうございます。分かりました。

本多教育長 今回コロナの中で、オンラインで学校から発信をしたときに、不登校だった子たちもそこに入ってきたという実績もありますので、進藤先生がおっしゃられたようなところをうまく生かしながら、今後子どもたちの成長につながるきっかけになる部分でオンラインをうまく使うということは大事な事かなと思っております。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

本田委員 質問です。いじめのほうなんですけれども、いじめの認知の件数が増えてきている、精度が高まっているというお話だったと思うのですが、その認知の方法が、アンケートのほかに、どういうものがあるのか、もう少し詳しく教えていただけるとうれしいです。

伊藤指導室長 いじめの認知につきましては、子どもたちに年3回のアンケートを取り、この中で、なかなか周りの大人にも話しにくい心の中のものについて、しっかりと聞き出し、そして確認をしていくという場を設けております。そのほかでは、担任による子どもの観察等により把握をしたり、心配な子どもに声をかけたり、また、そのことについて保護者と相談をしたりするなどしています。また、スクールカウンセラーによる面接等を通して確認するなどいじめで困っているというような状況がないか対応しております。

本田委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいですか。

本田委員 はい。

本多教育長 今のいじめの認知件数のところでは、精度が上がったということで小学校の数がずっと増えてきている。細かく見ると、低学年の子どもたちのいじめの数が多いので、丁寧に見てきているということは確かに言え

と思うんですけど、中学校が微減しているという辺りについては何か事務局としてはありますか。

伊藤指導室長　今お話がありましたとおり、いじめの件数だけで言いますと、小学校の低学年がやはり多いということになっております。小学校という集団生活に入ったところで、友達同士の関わりの仕方がうまくいかないとか、言われた言葉がちょっと嫌だったとか、そういったものをたくさん拾ったということも、件数が多くなっている要因と思っております。

小学校の高学年では、少しずつ減っていますが、中1では少し増えているところがあります。これはまた集団が変わったということが考えられます。

ですので、人との関わりの変化という要因や年齢が高くなるに従いまして、友達同士の関わり方が変化したり、その子本人の成長も考えられるかなと思っております。

本多教育長　ありがとうございます。これまでの取組の中の一番最後のところにありますけど、児童・生徒の主体的な取組という部分が、非常に重要だと思っていまして、今、各学校で児童・生徒が主体的にいじめ防止に取り組むように、かなり教育委員会でも言っているところがありまして、先ほど報告にあったように、学びフォーラムの報告がありましたけれども、取組が進んできているということ、小学校高学年、それから中学校で減ってきているという部分については、こどもたちの心に訴えてきているものが、効果が出てきているかなというふうに、僕は感じているところがあります。

ほかのところについて、いかがでしょうか。

眞貝委員　今コロナで、様々な学校がいろいろ対応で大変なんですけれども、こどもたち、学級閉鎖、学年閉鎖があったところの学校で、何かその後の問題とかというのはあったんでしょうか。

伊藤指導室長　コロナについては、いつ感染者が出てもおかしくないということで、学校も教育委員会も連携をして取組を進めているところです。

感染者が出た際は、その本人あるいはその学校が人権あるいは風評被害等に合わないよう、連携をしながら取組を進めております。

具体的には、校長の講和あるいは担任の指導等の際の具体的な例や資料等を渡して、各学校で活用しているところです。

ですので、結果として、コロナの中で、いじめとか不登校に直接的に大きな問題につながったということは聞いていないんですけれども、やはり心の中には、たくさん心配なこともあるだろうということは学校も教育委員会も認識しておりますから、継続的に、しっかりとこどもたちも見

守りながら、スクールカウンセラー等も活用して適切に対処してまいりたいと思っております。

眞 貝 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5、令和3年度江東きつずクラブ事業運営委託事業者の選定結果についてを説明願います。

河野地域教育課長 資料6をお願いいたします。

まず、1の江東きつずクラブ事業運営委託実施校及び委託開始日についてでございますけれども、今回、対象校となるのは2校となっております。そのうち民営化に移行するクラブ、こちらはきつずクラブ砂町でございます。区の行財政改革計画に基づき進めていくものでございます。

いま一つにつきましては、運営事業者の変更となるものでございまして、第二亀戸小学校内にある、きつずクラブ二亀となります。

事業者とは1年ごとの委託契約でございますので、今年度末までの契約満了をもちまして、来年度、再度の契約はしないこととしたものです。いずれも令和3年4月1日からの委託開始とするものです。

次に、2の選定方法です。第一次審査におきましては、応募がありました8事業者から提出されました企画提案書等に対しまして書類審査を行ってございます。

続いて、書類審査通過の3事業者を対象にしましてプレゼンテーションや現場視察調査による第二次審査を実施しまして、最終的に総合評価点の得点上位者を受託者と選定したものでございます。

続いて、3の評価項目でございますけれども、まず第一次の書類審査におきましては、放課後こどもプランに関する考え方や事業計画、次のページに記載の、指導員の採用計画、障害児等への対応など、16の項目につきまして審査を行ってございます。

続く第二次審査におきましては、プレゼンテーションでは記載の8項目、加えまして現場視察調査では3ページまで記載の9項目について、それぞれ審査をしてございます。

(3)にありますとおり、総合評価点としましては、第一次審査では100点、第二次審査におきましては300点、合計で400点満点としてございます。

4の審査経過でございますけれども、記載のとおり、スケジュールにつきましては昨年度より1か月以上早める形で進めてきたこともありまして、今回、御報告に至ったというところでございます。

次に、5の選考結果でございます。記載にありますとおり、第一次審査通過の3事業者いずれも、400点満点中、基準と定める6割、240点を超える得点を獲得してございます。これによりまして、最上位となりました株式会社マミー・インターナショナルにつきましては、第一希望である、きっずクラブ二亀の受託事業者として選定をしております。

次に、第2位となりました事業者につきましては、きっずクラブ二亀のみを希望していたということもございますので、次の株式会社明日葉を、きっずクラブ砂町の受託事業者として選定しております。

4ページを御覧願います。6の選定理由でございますけれども、まず株式会社マミー・インターナショナルにつきましては、本区では現在、学校内13か所のきっずクラブを受託してございまして、安定・確実な事業運営実績は高く評価をしております。事業に対する考え方であるとか学校との連携による事業実施に加えまして、現地視察におきましては、標準を上回る評価を得て最高点を獲得したものでございます。

次に、株式会社明日葉でございますけれども、本区でのきっずクラブ受託実績はございませんが、近年、他の近隣自治体をはじめとしまして、190もの放課後対策事業を受託しているという状況にございます。確実な事業運営が見込めるものと今回判断をいたしました。事業に対する考え方に加えまして、職員の採用であるとか職員育成のための研修計画等もしっかり示されてございます。法人本部のバックアップについても高く評価できるものと判断いたしてございます。

当該法人につきましては、きっずクラブ砂町を第一希望としてございましたので、今回、受託事業者として選定をいたしました。

7として、2事業者の情報としまして、本社所在地を記載してございません。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6、令和3年度江東きっずクラブB登録児童募集についてを説明願います。

河野地域教育課長 資料7をお願いいたします。本区では、保護者の就労などによりまして、放課後、家庭で適切な保護を受けることができない児童を対象として、健全な育成を図るため、遊びや生活の場を提供する事業である江東きっずクラブB登録を実施してございます。令和3年度の入会につきましては、例年と同様、既に11月11日号の区報におきまして御案内をしておりますけれども、本日改めまして、その概要を報告するものでございます。

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7、令和2年度江東きつずクラブ保護者アンケート実施結果についてを説明願います。

河野地域教育課長 資料8をお願いいたします。江東きつずクラブにおきましては毎年、登録児童の保護者を対象としまして、江東きつずクラブに関するアンケート調査を実施してございます。このたび、その調査結果がまとまりましたので御報告するものです。

対象者につきましては、学校内、学校外、全64クラブにおけるA登録、B登録、全ての児童の保護者となっております。

調査期間につきましては、令和2年8月20日から9月14日までの期間で実施をいたしました。

アンケートの配布、回収の状況でございますけれども、9,617通の配布に対しまして、5,283通の回収となっております。率としましては54.9%となっております。

回答の傾向でございますけれども、まずA登録につきましては、利用頻度、こちらは週1日の利用が22.3%に対しまして、週5日、つまり毎日利用する児童につきましては26%となっております。

利用時間につきましては、ほとんどの利用者が17時までとして、帰宅をしているという結果となっております。利用児童の1割以下が延長の利用をしているという状況もございまして、学校の帰宅指導の考え方にほぼ合致しているところと認識をしております。

また、8割以上の児童がクラブを「楽しい」と回答してございまして、その理由としましては、「友達と遊べること」が最も多い理由となっております。

その他、保護者からの自由意見としましては、活動スペースの拡大であるとか、スポット延長利用の場合、こどもが空腹になるので、おやつを持参させることを認めてほしいなどの要望があったところでございます。

一方、B登録のほうでございますけれども、こちらは保護者の就労を要件とするということもございまして、週5日、毎日の利用者が7割を超えてございます。

利用時間につきましては、18時までの利用者が40.3%と最も多くなっております。

児童の感想といたしましては、A登録と同様に、9割以上のお子さんが「楽しい」と回答してございます。

保護者からの自由意見としましては、B登録の定員の拡大であるとか、夏休み期間中にお弁当作りの負担を軽減させてもらいたいということもありまして、仕出し弁当の提供をしてくれないかというようなこともございます。また土曜きつずクラブの実施施設の拡大、こちらのほうの意見もあったところでございます。

これらを受けましての区の対応でございますけれども、「A登録の活動スペースの拡大」であるとか「B登録の定員の拡大」、こちらにつきましてはハードの整備を伴うということもございますので、早急な対応は難しいというところの中で、学校の増改築・大規模改修等の契機を捉えまして、施設の有効活用、これにつなげていくべく努めてまいりたいと、このように考えてございます。

また、「A登録児童のおやつ持参」であるとか「夏休み期間中の仕出し弁当の提供」、こちらにつきましては、衛生面であるとか、アレルギー対応等の課題も残ることから、今後、他の自治体の動向等も注視しまして、工夫の余地を模索してまいりたいと、このように考えてございます。

2ページ、裏面になりますけれども、ただいま説明いたしました項目などにつきまして、A登録、B登録の対比で御覧いただけるように表としてまとめてございます。

また本日、参考としておつけしましたアンケート実施結果と併せまして、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上です。

本多教育長 ありがとうございます。本報告について質問願います。よろしいでしょうか。

今回、私もきつずクラブ、コロナの状況でやっている中、視察をさせていただきましたけれども、本当に各きつずクラブ、いろいろ工夫して、大変な中やっていたかと思うんですけど、今回アンケートを取って、何かコロナのことについてというか、その影響とか、アンケートの傾向を見て、何かこの部分での変化とか、ありましたでしょうか。

河野地域教育課長 やはり、この新型コロナウイルス感染の蔓延ということもございまして、在宅でお仕事される親御さんが多いということもありまして、特に従前B登録をしていたお子さんのほうが、家に親がいるということで、A登録のほうに、要はBを退会をしてA登録に切り替えるという動きが見られています。B登録は月5,000円かかるところを、A登録は年間で500円ということもございまして、定員設定がないものですから、取りあえずAで登録をしておいてというようなお考えが働いたのかなと思っております。

またアンケートの中では、実際4月、5月、6月と学校が休校となったと。今までにないような事態があったわけですがけれども、そのせいか、お子さんが御自宅でテレビゲーム等で遊ぶことを覚えてしまったので、逆に、きつずクラブに行かないで家に早く帰りたいというようなことで、親御さんが少しお悩みになっているというような意見もちょっとお聞きをしたということもございます。

今後も働き方が変わっていく中で、お子さんと親御さんの接し方、この

辺等を含めまして、きつずクラブの在り方だとか、さらなる工夫、これについては考えてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

本多教育長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項8、江東区立図書館経営方針（素案）についてを説明願います。

栗原江東図書館長 それでは、江東区立図書館経営方針（素案）につきまして御説明いたします。資料9を御覧ください。

まず、この方針の名称でございますが、図書館では、これからの図書館サービスの在り方や、その取組の方向性を明らかにするため、（仮称）図書館ビジョンを策定する旨、本委員会にてお知らせをいたしました。しかし、内容等について検討を進める中、本資料におきましては、図書館の目指すべき図書館像から、それらの実現のための具体的な取組概要まで幅広く網羅したものであることから、その名称について、こちらに記載のとおり、江東区立図書館経営方針とすることといたしました。

今回は、この経営方針について素案が出来上がりましたので、御報告させていただきます。

1、策定経過ですが、素案の策定に当たり、幅広く御意見を頂くため、学識経験者や図書館関係団体、公募区民等から構成される懇談会を全3回開催しました。懇談会では、委員それぞれの立場や経験を踏まえた多角的な視点での御意見をたくさん頂くとともに、具体的な事業提案等も頂きました。

詳細につきましては本日、参考として資料を添付させていただきましたので、後ほど御参照ください。

それら懇談会での意見等を踏まえ、教育委員会関係管理職で構成される庁内策定委員会にて検討を進め作成したものが、資料の別紙にあります江東区立図書館経営方針（素案）となります。本日は、こちらの資料で、その概要について御説明させていただきます。

恐れ入ります、2ページ目をおめくり願います。1、目的ですが、4行目以下記載のとおり、図書館では指定管理者制度を導入し、開館日や開館時間の拡大など、サービス向上に努めてきました。

一方で、区民が生活していく上での課題も多様化しており、図書館へのニーズも様々な形で顕在化している状況の中、図書館における各種取組をさらに推進するため、今回、図書館経営方針を定めることといたしました。

2、位置づけでございますが、図にありますとおり、江東区子ども読書活動推進計画との整合性を図りながら策定をするとともに、経営方針に

基づく具体的な取組や事業につきましては、各図書館にて単年度ごとにサービス計画を策定し、進捗管理をすることとしております。

また右側、3ページに記載してありますとおり、方針につきましては、計画期間を令和3年度から7年度の5年間といたします。

4ページ目、第2章として、区立図書館が目指すべき図書館像を記載しております。

5ページ目をお開き願います。平成29年1月に、江東区図書館あり方検討におきまして、中段より下の二重囲みで記載しておりますとおり、目指すべき図書館像として、利用しやすい図書館、生涯学習を支援する図書館、地域に根差した図書館の3つの柱を掲げました。

今回の経営方針は、これまでの取組を踏襲しつつ、一層のサービスの向上を目指すという観点から、右側6ページに記載しましたとおり、目指すべき図書館像の3つの柱を引き続き骨格とした上で、それぞれ、みんなが行きたくなる、みんなの知りたいに答える、地域とつながる図書館の実現のために取組を進めることと整理いたしました。

次に、7ページ以降が、目指すべき図書館像の実現に向けた取組となります。

8ページ目を御覧ください。上段に全体像を記載させていただきましたが、それぞれ3つの柱について、利用しやすい図書館では10の取組を、生涯学習を支援する図書館では8の取組を、地域に根差した図書館では5つの取組を新たに設定し、加えて、それぞれの柱を支える重要な取組として、情報発信の強化を重点項目に位置づけ、目指すべき図書館像の実現に向け取組を推進してまいります。

10ページ以降に、それぞれの取組に必要な視点や取組概要を掲載しております。

10ページ目、柱1、利用しやすい図書館での取組では、中段より取組概要を記載しておりますが、①利便性の向上・快適な読書環境の整備として、1、図書館環境の整備、2、図書館システムの充実、11ページ、3、人材育成の推進に取り組むことといたします。

次に、②多様な利用者へのサービスでは、まず子どもへの取組として、4、乳幼児から7、特別な支援を要する児童・生徒への取組のとおり、子どもの成長段階に応じた取組を推進することとし、その具体的な取組は、別に定める江東区子ども読書活動推進計画に基づき推進することと整理いたしました。

また、子ども以外の取組として、12ページに記載しておりますとおり、8、高齢者サービス、9、障害者サービス、10、多文化サービスなど、図書館に求められている多様なニーズに対する取組を明確化いたしました。

次に13ページ、柱の2、生涯学習を支援する図書館での取組では、③蔵書やレファレンス機能の充実として、11、資料の充実、12、レファ

レンスサービスの充実、13、オンラインデータベースの利用促進、14ページ、14、電子書籍サービスの導入の検討に取り組むことといたします。

また、④生涯学習として学び、活躍する場の提供として、15、ボランティア活動の推進、16、大学連携の充実、17、多様な学習機会と本を通じた交流の形成、18、展示の充実に取り組むことといたします。

次に15ページ、地域に根差した図書館での取組では、⑤地域を知る取組として、19、郷土資料の収集・活用の推進、20、貴重資料の保存・活用の推進、21、学童集団疎開資料の収集・企画の充実に取り組むことといたします。

また、⑥地域との連携強化として、22、特色ある図書館サービス、23、区民や地域、区立公共施設等との連携強化に取り組むことといたします。

次に、目指すべき図書館像の3つの柱を支える重要な取組として、17ページに記載のとおり、情報発信の強化を重点項目とし、取組概要欄、1、ホームページ等の充実に加え、2、ICTの活用として、SNSなどを活用した情報発信や、学校の1人1台のタブレット端末導入に合わせた児童・生徒への効果的な発信方法の検討など盛り込むとともに、3、多様な情報の提供では、図書館から積極的に地域に出向き、地域課題の適切な把握に努め、加えて、図書館として支援できる取組を提案するなど、情報発信拠点としての情報発信の強化を図ることといたしております。

4章、取組の推進ですが、19ページに記載のとおり、経営方針に基づく具体的な取組につきましては、先ほど申し上げたとおり、単年度のサービス計画を各館ごとに作成し、事業を推進してまいります。

以上が素案となります。

恐れ入ります、資料の9にお戻りいただきまして、今後の策定スケジュールでございますが、この後、12月11日号の区報にて区民意見募集を実施し、庁内検討委員会で最終案を取りまとめ、3月の文教委員会に最終案として御報告する予定でございます。

長くなりましたが、本件の説明は以上でございます。

本多教育長 ありがとうございます。本件について質疑願います。

鈴木委員 17ページのICTの活用と書いてあるんですが、この丸の中で、学校1人1台のタブレットの端末導入など書いてありますが、効果的な発信方法について検討しますということなんですが、もう少し具体的には、どんなことをお考えなんでしょうか。

栗原江東図書館長 具体的な取組については、導入する端末であるとか、その活用方法等を、図書館としても見極めながら、効果的な情報発信の提供に努めていき

たいと思っておりますが、例えば図書館のホームページに、いつでも見られるように、一番簡単なのは、図書館のホームページにアクセスできるショートカットであるとか、そういったものを、まずタブレットに入れさせていただくとか。そういったところ可能かどうか、これからの検討になるんですけども、懇談会でも、よく御意見としてあったのが、いろんな事業をやったりだとか、いろんなサービスあるんですけども、結構それ、まだ知らなかったとか、例えば、こどももこういうのを知っていれば、こどもも使うなということは結構多くありました。

なので、そういったところで、図書館での情報を皆さんに適切にお届けできるような、そういった形での発信方法について検討してまいりたいと考えております。

あとは、図書館としても、例えば、ホームページに自分の読みたい本が、こういうジャンルだよということを入れておけば、そのジャンルの本が入ったときに情報が流れてくるので、例えばそういったところも、学校との連携の中で、学校で児童・生徒に御案内いただいて、例えば図書の時間とかに、そういったところで登録してみようとかという授業をしていただければ、そういった児童・生徒が見たいと思う本が情報として届く、そういった形でも考えられますので、そういったいろんな視点で、このタブレット導入については、もう図書館としてもチャンスとして捉えて、様々な情報発信の方法について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

鈴木委員 これ、さらに踏み込んで、そのタブレットから直接予約をするとか、そういうふうなシステムまでつなげていくということなのか、どうなんでしょうか。

栗原江東図書館長 まず資料の、やはり貸出しについては、それぞれ個人の貸出しの登録が必ず必要になります。もちろん資料をなくしてしまったとか、汚してしまった場合の補償だとか、そういった部分もございますので。なので、今のところ、そういった貸出し登録をしていただく形にはなるんですけども、例えば、その貸出しの登録方法であるとか、そういったところを、学校との相談にはなるんですけども、例えば授業の中で、図書館でこういう貸出し方法、こういうふうに貸出票を作れるよだとか、そういった御案内とかも含めて御案内いただければ、より図書館の活用も増えてくるのではないかなと考えておりますので、そういったところを検討してまいりたいと考えております。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

進藤委員 指定管理制度が大分整ってきまして、月曜日開館ですとか、その辺は大

分改善はされているんですけども、まるっきり指定管理に丸投げというわけじゃないと思うんですけど、こういう大きな計画の素案がある中で、指定管理者との関わり方、あと蔵書とかレファレンス、その辺はどういう形で進めていくのか。区の職員がやるのか、指定管理者が積極的にやるのか、そういう窓口をつくるとか。

私も、この下の図書館は週2回か3回来ていますので、いろいろと勉強はさせてもらっています。それで、ちょっとお聞きしたいと思います。

栗原江東図書館長 毎月、必ず館長会だとか、あと何か細かい課題だとか、そういった部分につきましても、いろいろと様々な分科会みたいのをつくりまして、いろいろと情報のやり取りを職員としてやらせていただいております。

また、これからの進め方なんですけれども、指定管理導入の一つのメリットとしては、やはり民間のノウハウを活用した、いわゆる新たな事業展開というところもありますので、そういったところが、もちろん指定管理者が提案したのについて区がそれを承認しないと指定管理者が行えない形になりますので、そういったところを指定管理者に、いろいろと御提案を頂きながら、そこは区の全体の図書館、中央館との連携も含めまして整理をして、これからも質のよいサービスを図ってまいりたいと考えております。

特にレファレンスにつきましては、委員御指摘のとおり、我々としても重要な視点だと思っております。ただ、レファレンスをやるという姿勢はあるんですけども、そもそも利用者の方がレファレンスとは、何だということを知らないだとか、そういうことをやってくれることを知らないということが、やはり懇談会でも多数意見が出ましたので、早速、今般、各施設に、図書館でこういう探し物をしたんだけどどうするというようなポスターを作りまして、各機関に設置を順次しています。

これからレファレンスも、もっともっと利用していただきたい。それは指定管理者も司書、4割以上配置する形になっていますので、そういったところを利用してもらうための情報発信と、あとはレファレンスをするためのツールというものが今、電話だったりだとか、図書館に来館しなきゃいけない形になっていますので、それをもうちょっと拡充できないか。例えばメールによるレファレンスだとか、そういったところもできるんじゃないかというところもありますので、そういった体制だとか、仕組みだとか、ツールだとか、そういった部分についても、今回のこの経営方針の中に盛り込んでおりますので、順次検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

進藤委員 分かりました。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。
それでは、これより協議事項に入ります。
協議事項1、令和3年度学校用務業務の委託実施校についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

池田庶務課長 では、私からは令和3年度学校用務業務の委託実施校について御説明
します。資料10を御覧ください。

区立学校への用務業務につきましては、区の行財政改革計画や定員適
正化計画に基づいて、職員が退職しても不補充といたしまして、新規採用
は行いません。

その対応といたしまして、業務委託を進めています。

用務職員につきましては、今年度末をもちまして10名程度の退職を
見込んでおります。それに伴って委託するので、本日御説明させていただ
くものでございます。

まず、新たに委託を実施する予定の校園につきましては、明治小学校、
第三大島小学校、小名木川小学校、枝川幼稚園、第一亀戸幼稚園の5校園
になります。

今後の予定でございます。来年1月にはプロポーザル方式により委託
事業者を決定し、4月から委託を開始する予定でございます。

私の説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認いただきま
すようお願い申し上げます。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、お諮りいたします。本案について、承認することについて御異議
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして令和2年第10回江東区教育委員会臨時
会を閉会いたします。ありがとうございました。